

加古川市コミュニティ助成事業事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、一般財団法人自治総合センター（以下「自治総合センター」という。）がコミュニティ助成事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）の規定に基づき実施するコミュニティ助成事業（以下「助成事業」という。）に係る市から自治総合センターへの申請その他の事務を公正かつ円滑に行うために必要な事項を定めるものとする。

(助成対象事業)

第2条 この要綱の対象となる助成事業は、実施要綱で定める事業のうち、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 一般コミュニティ助成事業
- (2) コミュニティセンター助成事業
- (3) 青少年健全育成助成事業

(助成対象団体)

第3条 助成の対象となる団体は、前条各号に掲げる事業を実施するもので、市内における町内会、自治会等の地域に密着して活動する団体またはその連合体（以下「団体等」という。）とする。ただし、専ら趣味や芸術等に限定した団体等は除く。

(事業の周知)

第4条 市は、助成事業の申請を希望する団体等を広く市内から募集するため、ホームページ等を利用して、助成事業の周知を図るものとする。

(申請)

第5条 助成事業の申請を希望する団体等は、コミュニティ助成事業助成申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。この場合、団体等が申請できる事業は1年度につき1件とする。

(対象事業の選定)

第6条 市長は、前条の申請を受理し、助成事業の基準に適合している事業と認めたとときは、県を経由し自治総合センターに提出するものとする。ただし、県または自治総合センターが定める件数を超える場合は、抽選会を開き、抽選により優先順位及び対象事業を決定するものとする。

2 市長は、前項の結果について当該申請に係る団体等に対し通知するものとする。

(助成の決定)

第7条 市長は、自治総合センターから助成金の決定または不決定の通知があった場合は、速やかに当該申請に係る団体等に対しその結果を通知するものとする。

(次年度以降の申請の制限)

第8条 助成の決定を受けた団体等は、次年度以降10年間は、実施要綱に規定する事業のうち同種事業については助成の申請を行えないものとする。

(事業内容の変更)

第9条 助成の決定を受けた団体等は、事業実施前において当該助成事業の内容に変更が生じた場合は、速やかにコミュニティ助成事業変更申請書(様式第2号。以下「変更申請書」という。)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定により変更申請書の提出があったときは、自治総合センターの承認が得られた場合に限り、変更の承認を行うものとする。

(実績報告書)

第10条 助成の決定を受けた団体等は、当該助成事業が完了したときは、コミュニティ助成事業実績報告書(様式第3号)に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付の手続)

第11条 助成の決定を受けた団体等への助成金の交付の手続きについては、加古川市補助金等交付規則(昭和61年加古川市規則第30号)に基づき行うものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は平成24年10月5日より施行する。

附 則

この要綱は令和3年4月1日より施行する。